

No	項目名	質問	回答
1	物価変動リスク	単品スライドの適用など、物価変動リスクへの対応はどのように考えているのか。	単品スライドの適用も含めて、建設物価の高騰を踏まえた適切なリスク分担方法を検討し、入札説明書等において提示します。
2	物価変動リスク	物価スライドの指数は、何を採用する予定であるか。建築物価指数が最も実勢に近いため、事業者としては望ましい。	ご意見として承ります。 物価スライドにおける採用指数の考え方については、入札説明書等において提示します。
3	物価変動リスク	物価スライドについて、事業者負担分となる1%分は撤廃いただきたい。	ご意見として承ります。
4	物価変動リスク	単品スライドについて、防衛省の事業では、ナフサ等の原料高騰への対策として、指定品目では工事材料毎で判定をすることなく、1品目としてスライド判定を行っている。本事業でも検討してほしい。	ご意見として承ります。
5	物価変動リスク	設計・工事監理においても、スライド条項の適用を検討いただきたい。	ご意見として承ります。 設計・工事監理業務における賃金水準その他の価格変動リスクについても、適切なリスク分担方法を検討します。
6	スライド条項の支払い回数	スライド条項による事業費増加分の支払いについて、何回に分けて支払う予定であるか。	スライド条項による事業費増加分の支払回数については、事業者のご意見を踏まえて検討し、入札説明書等において提示します。
7	スライド条項の支払い回数	スライド条項による事業費増加分の支払いについて、毎年度の支払いをお願いしたい。	NO.6の回答を参照ください。
8	入札参加有資格者名簿への申請	実施方針において、「資格審査を受けた上で本入札に参加すること(申請中も含むが、結果として資格者名簿に登録されなかった場合は、入札参加資格を喪失するものとする)」とあるが、手続きの遅延により、参加資格が認められないということであるか。	当該記載は、審査の結果、資格要件を満たさず、入札参加有資格者名簿に登録されなかった場合に、入札参加資格を喪失することを意味するものです。本市側の審査又は登録手続に要する期間のみを理由として、入札参加資格を喪失させる趣旨ではありません。
9	市内企業への発注割合	市内企業への発注割合が10%以上とされているが、割合を下げることは検討可能か。	市内企業への発注割合については、事業者のご意見を踏まえて検討し、入札説明書等において提示します。 なお、事業期間中及び事業完了後に、市内企業への発注実績を確認できる資料を提出していただく予定です。
10	市内企業への発注割合	市内企業への発注割合の算定において、二次下請けへの発注金額を含めることは可能であるか。	一次下請企業が市外企業であり、二次下請企業が市内企業である場合の発注金額については、市内企業への発注割合の算定対象に含める方向で検討しています。算定対象、算定方法及び確認資料等の詳細は、入札説明書等において提示します。
11	市内企業への発注割合	準市内企業への発注は、市内企業への発注として認められるのか。	実施方針P.14に記載のとおり、市内企業の定義として、「大東市内に本店、支店又は主たる営業所を有する企業」としております。
12	市内企業への発注割合	実施方針P.14に「事業期間中に、必要な資機材・飲食物・消耗品、サービス等を市内企業から調達するなど、市内企業の育成や地域経済の振興に配慮を行うこと」と記載されているが、資機材・飲食物・消耗品、サービス等の調達は発注金額を定量的に評価するのではなく、定性的に評価するのか。	ご理解のとおりです。
13	市内企業への発注割合	材料調達について、市外の一次下請企業(商社等)が、市内の二次下請企業(原材料供給)から調達する場合は、市内企業への発注割合の算定に含めることは可能か。	市外企業を介して市内企業から材料を調達する場合についても、市内企業への発注割合の算定対象に含める方向で検討しています。算定対象となる材料、発注金額の算定方法及び確認資料等の詳細は、入札説明書等において提示します。

14	市内企業への発注割合	市内企業とJVを組成する場合は、市内企業への発注割合が10%以上との制限を撤廃することは可能か。	No.9の回答を参照ください。 なお、市内企業とJVを組成する場合も、同様の条件とする予定です。
15	市内企業とのJV	市内企業とJVを組成する場合は、加点点評価されるのか。	市内企業とのJV組成を加点点評価対象とするかについては、市内企業への発注割合その他の地域経済への貢献に係る評価方法と併せて検討します。
16	監理技術者の提案	監理技術者について、提案時には複数名の候補を提示することは可能か。	複数名の候補を挙げることと認めることを検討します。 候補者の人数上限等の詳細は、入札説明書等において提示します。
17	確認検査機関	確認検査機関は、大阪府以外にも民間検査機関に提出することも認められるのか。	ご理解のとおりです。
18	隣接地建築物の越境	事業用地南西部の越境部分について、建替え後にも越境している状態は変更しないという理解でよいのか。	ご理解のとおりです。越境部分は事業用地に含めておりません。
19	余剰地の活用	余剰地の活用について、決定している方針等はあるか。	現時点では未定です。
20	前払金	前払金について、辞退することは可能か。	前払金の辞退は可能です。辞退を希望する場合は、辞退届の提出を求める予定です。
21	引っ越し期間	別紙1 事業工程表では、本移転期間を2か月としているが、他市事例よりも短期間である。他市事例では、住民の引っ越し準備の遅延のため、より長期の期間が設定されていた。	本事業では、これまでの入居者との協議状況等を踏まえ、本移転期間を2か月として設定しています。 事業者は、本移転に先立ち、入居者への説明、移転準備の支援及び移転日程の調整等を計画的に行うものとします。
22	南北通路	別添資料3事業概要図の南北通路について、整備後の位置について、現状の通路と平行にする等の制約はあるか。 また、整備後の南北通路は公道となるのか。	整備後の位置について、特段の制約はありません。現状の集会所、給水塔等の配置、工事車両の動線等を踏まえ、事業者において検討してください。 また、整備後の南北通路は市道その他の公道として管理する予定はなく、建築基準法上の道路にも該当しないものとして計画してください。
23	追加の質疑応答	今回の対面式質疑応答の結果を踏まえ、追加の質疑応答の機会はあるか。	入札公告後に、書面による質疑応答及び対面式質疑応答を実施する予定です。
24	駐車場出入口	要求水準書(市営住宅整備編)のP.20に「駐車場の出入口は、接道する道路に2か所を基本とし、うち1か所はロボットチェーンゲートを設置すること」と記載されていますが、1か所のみのロボットチェーンゲートの設置でよいのか。	ご理解のとおりです。 ロボットチェーンゲートを設置しない駐車場出入口は、緊急時に使用する駐車場出入口として想定しています。
25	駐車場出入口	事業用地の東側駐車場について、北側の出入口を開放することは可能か。	別添資料3事業概要図のとおり、事業用地東側の駐車場の北側では、ガスガバナーの移設を予定しています。 要求水準書(市営住宅整備編)P28(4)エに記載の通り、都市ガスの管理者と協議・調整のうえ、必要な安全性を確保した上で、北側に一時的な出入口を設けることは可能です。 また、当該駐車場の南側に出入口を設けることを希望する場合は、市に事前相談の上、事業者により、必要に応じて自治会との調整等を行ってください。
26	倉庫の撤去	給水塔および貯水槽に隣接している倉庫を撤去し、工事ヤードとして使用することは可能か。	当該倉庫は自治会が使用しているため、現時点では、事業者の判断のみで撤去し、工事ヤードとして使用することはできません。 撤去及び工事ヤードとしての使用を希望する場合は、市に事前相談の上、事業者により倉庫の所有関係及び利用状況を確認した上で、必要に応じて自治会との調整を行ってください。

27	設計実績	実施方針の参加資格要件について、P.10イ(ア)c“7階建て以上のRC造等の共同住宅”の設計実績が必要と記載されているが、P.10イ(ア)dでは“参加資格要件工事(市営住宅・店舗)”と記載されている。市営住宅だけではなく、民間の集合住宅の設計実績でもよい。	実施方針P.10イ(ア)dの記載は誤りです。民間の共同住宅の設計実績も含むように修正します。
28	植樹	別紙1 施設設計要領のP.17に「事業用地内の果樹等の既存樹木(3本)は、長年入居者により継承されてきた自然環境を保全する観点から、残す又は移植すること」とされているが、移植後に枯れてしまった場合はどうするのか。	事業者は、対象樹木の状態及び移植の適否を確認した上で、市と協議し、適切な方法により移植及び必要な養生を行うものとします。 事業者が必要な注意義務を尽くしたにもかかわらず、樹木の状態、気象条件その他事業者の責めに帰すことができない事由により枯死した場合の取扱いについては、市と事業者との協議によるものとします。
29	工事ルート	駐車場出入口の設定により、工事期間中の動線計画が変更となるが、想定を教えてください。	別添資料3「事業概要図」に記載のとおり、南北通路及び事業用地南西部の工事車両出入口に加え、E棟、F棟及びG棟西側の倉庫は設計期間中に本市が撤去する予定であるため、その跡地を工事車両の動線として使用することが可能です。 近隣住民から示された意見、児童・生徒の通学時の安全性及び周辺で実施される工事の状況等を踏まえ、事業者において適切な工事車両動線及び安全管理計画を提案してください。 また、工事期間中の動線計画については、落札者決定基準における評価対象とすることを検討しています。
30	公園・建替住宅用地(3次工区)	公園は1期事業と2期事業の全体で、開発区域の3%に相当する公園を整備すればよく、1期事業と2期事業のそれぞれで確保することは不要か。 また、別添資料3事業概要図の建替住宅用地(3次工区)について、記載している形状となっている理由を教えてください。	公園についてはご理解のとおりです。 また、別添資料3「事業概要図」に示す建替住宅用地(3次工区)の形状はイメージであり、当該形状に限定するものではありません。公園、建替住宅、付帯施設、通路等の配置を踏まえ、要求水準を満たす範囲で事業者において提案してください。
31	契約書	契約書内に、「予想できない事項に対応する」という旨を盛り込み、その例として中東情勢による原材料の高騰を記載してほしい。	ご意見として承ります。適切な記載方法を検討し、事業契約書(案)において提示します。
32	仮設駐車場	市が確保する仮設駐車場の場所や台数を教えてください。	入居者用の仮設駐車場は、事業用地内の空きスペース及び周辺の駐車場等において市が確保しています。具体的な場所、台数及び利用可能時期は、入札説明書等において提示します。
33	仮設駐車場・仮設駐輪場	1次工区内で整備する駐車場・駐輪場について、1期事業では仮設として、2期事業にて本整備とすることは可能か。	必要に応じて、事業者にて仮設駐車場・仮設駐輪場を整備することは可能です。 仮設駐車場の考え方については、NO.32の回答をご参照ください。
34	解体期間	別紙1 事業工程表では、解体期間を8か月としているが、既存杭の撤去が難航し、工期が延長する可能性がある。	既存杭その他地中障害物の状況により解体工事に影響が生じた場合は、その原因、事業者による事前調査の実施状況、事業者の責めに帰すべき事由の有無及び全体工程への影響等を確認した上で、事業契約書の定めに基づき、解体期間の延長その他必要な対応について協議します。
35	1次工区の面積	1次工区と2次工区について、それぞれの面積割合に制限等はあるか。	入居者の仮移転が発生しないという条件を満たしていれば、特段の制限等はありません。